

取 扱 基 準

名 称	新潟市まちなみ整備なじらね協定促進事業助成金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	市民による主体的な景観形成に関する活動支援、並びに歴史、伝統、文化など地域の個性が感じられるまちなみ整備を推進するため、住民相互の協定による、魅力的な景観形成につながる改修工事などの費用を助成します。
目 標	数値化■ 非数値化□
	改修2軒/年 <目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	補助事業者が市民であるため、個人情報保護に抵触する恐れがあり、公表できません。
補助対象経費の内容	基本計画の作成に要する経費 協定に基づく住宅等の改修等に要する経費
補助額 及びその算定方法 又は補助率	基本計画の作成に要する経費 1/2 かつ 15万円以内（1地区あたり） 協定に基づく住宅等の整備等に要する経費 <古町花街地区>※建築物などの屋根、外壁、雁木などの改修工事に要する費用（道路から見える部分を対象） ・歴史的建築物：1/2 かつ 500万円以内（1軒あたり） ・その他の建築物：1/2 かつ 150万円以内（1軒あたり） <その他の地区>：1/2 かつ 50万円以内（1軒あたり） ・工作物工事費 <古町花街地区>※門、塀、かき又は柵の築造又は改造（改造に伴うブロック塀の撤去を含む。）、看板などの整備に要する費用（道路から見える部分を対象） 1/2 かつ 50万円以内（1軒あたり） <その他の地区>：1/2 かつ 25万円以内（1軒あたり） （千円未満の端数切捨て） <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和5年4月 1日
評価の時期	令和7年9月30日
終 期	令和8年3月31日
	（終期が3年を超える場合の理由）
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 補助事業である旨の表示
	〔媒体〕 工事期間中、補助事業である旨を記載した看板を設置
担当部署	都市政策部 まちづくり推進課 景観・庶務グループ 電 話 025-226-2707 e-mail machisui@city.niigata.lg.jp